

石狩西部広域水道企業団制限付一般競争入札施行要綱

平成18年 1 月16日

企業長決裁

平成19年6月1日一部改正

平成20年2月26日一部改正

平成21年2月20日一部改正

平成26年2月24日一部改正

令和2年1月17日一部改正

令和7年11月20日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、石狩西部広域水道企業団が発注する工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて一般競争入札(以下「制限付一般競争入札」という。)に付する場合の手續について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 石狩西部広域水道企業団が発注する工事のうち、制限付一般競争入札により契約の相手方を決定するもの(以下「対象工事」という。)は、予定価格が1千万円以上のものとする。ただし、随意契約により契約を締結する工事を除く。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある工事については対象工事としないことができる。この場合は、工事等担当課においてその理由を明らかにしたうえで、あらかじめ様式1により決裁を得なければならない。

(告示)

第3条 制限付一般競争入札の告示は、別記1標準告示例によるものとする。

(入札説明書)

第4条 制限付一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

2 入札説明書は、別記2標準入札説明書例により作成するものとする。

3 入札説明書には、告示の写し、契約書案、提出書類の様式、競争入札心得その他必要と認める書類を添付しなければならない。

(入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加する者(共同企業体の場合においてはその構成員をいう。以下「参加者」という。)は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

(1) 石狩西部広域水道企業団工事等競争入札参加資格者として、対象工事と同種の工種につ

いて認定を受けていること(会社更生法(昭和27年法律第172号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続に基づき当該工種の再認定を受けていること。)

(2) 競争入札参加停止等事務処理要領(平成8年12月12日企業長決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((1)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められる者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 原則として、過去15年間に対象工事と同種の工事について元請としての施工実績があること。

(7) 対象工事の施工現場に配置する予定の主任技術者、監理技術者等が適正であること。

- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者(共同企業体の場合は構成員をいう。)でないこと。
- (10) 参加者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、企業長が対象工事ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(特定共同企業体の結成条件)

第6条 特定共同企業体に発注する対象工事において入札参加を希望する者は、建設工事共同企業体運用基準（平成5年6月18日企業長決裁）及び次の条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

- (1) 構成員の数は、企業長が対象工事に応じて決定する数を満たしていること。
- (2) 各構成員が対象工事に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(審査委員会)

第7条 制限付一般競争入札に係る入札参加の確認等を行うため、石狩西部広域水道企業団一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、制限付一般競争入札の施行に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入札参加資格の決定に関すること。
- (2) 入札参加資格の確認に関すること。
- (3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。
- (4) その他企業長が必要と認めること。

3 審査委員会は、第5条第6号及び第7号に掲げる事項の確認等については、技術審査会設置要領（平成19年4月18日企業長決裁）に規定する技術審査会を活用するものとする。

4 審査委員会には、指名競争入札参加者指名選考委員会規程（平成4年5月11日石狩西部広域水道企業団企業管理規程第19号）に規定する指名競争入札参加者指名選考委員会を充てるものとする。

5 企業長は前2条の規定に基づき対象工事ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ審査委員会の議を経なければならない。ただし、企業長が入札参加資格の確認を入札後に行うと定めた場合にあっては、この限りではない。

(入札の参加申請)

第8条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を企業長に提出し、第5条及び第6条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。ただし、前条第5項ただし書に規定する一般競争入札においては、この限りでない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)

- (2) 同種工事施工実績書(様式3)
- (3) 配置予定技術者経歴書(様式4)
- (4) 協定書(建設工事共同企業体運用基準(平成5年6月18日企業長決裁)別記。特定共同企業体のみ提出する。)
- (5) 総合評定値通知書(写し)
- (6) その他必要と認める書類
(入札参加資格の確認)

第9条 企業長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書(様式5)により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付すものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、企業長が定める日までに、その理由について書面により説明を求めることができるものとし、企業長は、入札参加資格に係る理由説明書(様式6)により回答するものとする。

3 企業長は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行う場合は、あらかじめ審査委員会の議を経なければならない。

(入札に参加できない者)

第10条 次に掲げる者は、対象工事の入札に参加できない。

- (1) 第8条に掲げる書類を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

2 前項の規定は、契約規程(平成4年4月1日石狩西部広域水道企業団企業管理規程第8号)第4条第1項ただし書に規定する一般競争入札については、適用しない。

(設計図書の閲覧等)

第11条 対象工事の設計図書は、契約規程(平成4年4月1日石狩西部広域水道企業団企業管理規程第8号)第7条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 入札に参加しようとする者は、前項に規定する公告の日から入札日の前日までの間、企業長が指定した場所において設計図書を複写することができる。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、企業長が指定する日までに質疑応答書(様式7)を提出しなければならない。

4 前項の質問があった場合、企業長は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第12条 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

- 2 企業長は、第1回の入札に際して、入札に参加しようとする者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日以降に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以降に告示する工事から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月1日から適用する。

- 2 この要綱による改正後の石狩西部広域水道企業団制限付一般競争入札施行要綱の規定は、この要綱の適用の日以後において締結された契約（平成25年度に締結される契約に係るものを除く。）について適用し、同日以後において締結される契約のうち平成25年度に締結される契約にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日以降に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月18日から施行する。

別記 1 (標準告示例)

石狩西部広域水道企業団告示第〇〇号

一般競争入札を行うので、石狩西部広域水道企業団契約規程(平成4年石狩西部広域水道企業団企業管理規程第8号)第7条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

〇〇〇年〇月〇日

石狩西部広域水道企業団

企業長 〇〇〇〇印

記

1 契約担当課

〒〇〇〇-〇〇〇

札幌市〇〇区〇〇〇〇

石狩西部広域水道企業団業務課

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2 対象工事

工事名 〇〇〇〇工事

3 入札参加資格

(1) 「単体」又は「経常建設共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。なお、経常建設共同企業体での申請の場合、構成員が単体として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 石狩西部広域水道企業団工事等競争入札参加資格者として、対象工事と同種の工種で競争入札参加資格を有していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

ウ 競争入札参加停止等事務処理要領(平成8年12月12日企業長決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

(ア) 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。

キ 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

ク 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

ケ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

コ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(ア) 資本関係

a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項

第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。ただし、対象工事ごとに定める入札参加資格として総合評価値を設定している場合、特定共同企業体の総合評価値は各構成員の総合評価値に出資の割合を乗じた点数の合計値とする。

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記6に定める条件の全てを満

たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。

イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4 入札説明書を交付する期間及び場所

(1) 期間 この告示の日から対象工事ごとに定める入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 場所 1に同じ。

なお、企業団ホームページ(<http://www.ishikariseibu.or.jp/>)においてダウンロードすることもできる。

5 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当課へ申請書及び資料を提出しなければならない。

(2) 提出方法

対象工事ごとに定める。

6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書(以下「内訳書」という。)のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者(石狩西部広域水道企業団最低制限価格運用要領(平成18年1月30日企業長決裁)第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。)及び石狩西部広域水道企業団低入札価格調査要領(平成18年1月19日企業長決裁)第11条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件を全て満たさなければならない。

(1) 内訳書の提出があること。

(2) 内訳書の合計金額(工事価格(工事費計から消費税及び地方消費税を除いた価格)をいう。)と第1回の入札書の記載金額が一致すること。

(3) その他内訳書の内容に疑義が無いこと。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 日時 対象工事ごとに定める。
- (2) 場所 対象工事ごとに定める。
- (3) 提出方法 持参すること。

8 その他

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金

納付(保証金の取扱店 ○○銀行○○店)。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、カ〜ケに掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

ア 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札

イ 入札書に記名又は押印がなされていない入札

ウ 入札書の入札金額を訂正した入札

エ 2以上の入札書を提出した者の入札

オ 入札書の内容が確認できない入札

カ 入札に関し不正の行為をした者の入札

キ 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札

ク 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

ケ 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

- (4) 落札者の決定方法

対象工事ごとに定める。

- (5) 企業長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

- (6) 調査協力義務

この入札に参加する者は、石狩西部広域水道企業団（石狩西部広域水道企業団の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。

- (7) 工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項において定める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までの間に、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(8) 詳細は入札説明書及び別表による。

別記 2 (標準入札説明書例)

入札説明書

1 契約担当課

〒〇〇〇-〇〇〇

札幌市〇〇区〇〇〇〇

石狩西部広域水道企業団業務課

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1 に示す契約担当課へ、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、石狩西部広域水道企業団制限付一般競争入札施行要綱(平成18年1月16日企業長決裁。以下「要綱」という。)様式2により作成すること。また、1 に示す契約担当課で交付する。なお、企業団ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

(<http://www.ishikariseibu.or.jp/>)

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の履行経験については、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証する書類(契約書の写し等)を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類(工事カルテ、設計書、図面等)も添付すること。(共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格(及び告示において技術者の同種工事を求める場合においては同種の工事の実績経験)を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。

(※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者 1 社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。)

着手にあたっては、要綱様式 4 に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（石狩西部広域水道企業団最低制限価格運用要領（平成18年1月30日企業長決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、企業団が発注の他の工事の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、石狩西部広域水道企業団事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年5月23日企業長決裁。以下「事後審査要領」という。）第5条第2項に定める次順位者として落札候補者となることが出来ない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 総合評定値通知書（写し）

建設業法第27条の29第1項に基づく総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の写しを提出すること。総合評定値通知書は、入札執行日において有効なものであること。また、総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものであること。

なお、特定共同企業体の総合評定値は、各構成員の総合評定値に出資の割合を乗じた点数の合計値とする。

総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、入札執行日までに未加入保険に加入した場合は、保険に加入したことが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険新規適用届の控え又は雇用保険適用事業所設置届の控え）及び直近の保険料領収書の写しを提出すること。

オ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、建設工事共同企業体運用基準（平成5年6月18日企業長決裁）別表の様式により作成すること。

カ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、企業団が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

3 入札方法等

(1) 入札書は石狩西部広域水道企業団工事等請負契約事務処理要領(平成8年事務局長決裁)別記様式により作成し、持参により提出すること。送付又は電送による入札は認めない。

(2) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、記載内容の秘密が保持できる状態で提出しなければならない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、企業長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、企業長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、企業長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求める。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

5 特定共同企業体協定書の提出

特定共同企業体で事後審査型の入札に参加する場合は、押印済みの協定書を作成し、入札書の提出時に添付すること。

6 開札の立会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

7 落札決定の取消し等

告示6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示8－(3)に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、競争入札参加停止等措置要領（平成8年12月12日企業長決裁）に基づく参加停止措置を受けている者等、告示3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

8 落札者決定結果通知

入札結果については、審査結果後に落札者決定結果通知書により通知する。

9 契約書作成の要否等

石狩西部広域水道企業団建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札者結果通知以降に1に示す契約担当課において交付する。

10 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

11 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

前払金の支払限度額は1億円とする。ただし契約期間が2年度以上にわたる場合は、この限りではない。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 石狩西部広域水道企業団契約規程第52条の規定による部分払金の支払回数は、契約金額が250万円以上2,000万円未満の場合は、1回とし、2,000万円以上の場合は、本工事の工期日数を50日で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支

払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

- (4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

12 その他

- (1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、石狩西部広域水道企業団契約規程、石狩西部広域水道企業団建設工事競争入札心得(平成18年1月16日企業長決裁)その他関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び建設工事共同企業体運用基準(平成5年6月18日企業長決裁)第2-5-(3)の定める専任での配置に留意すること。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止等措置要領に基づく参加停止を行うことがある。